

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-56 の 4 大型特殊自動車の騒音防止装置

7-56 の 4-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車（大型特殊自動車に限る。）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 4-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係）

7-56 の 4-2 性能要件

7-56 の 4-2-1 視認等による審査

(1) 内燃機関を原動機とする自動車（大型特殊自動車に限る。）が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 118 条第 2 項関係）

- ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。
- ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。

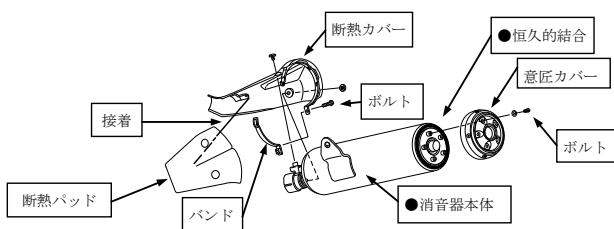
(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト留め、ナット留め、接着）は、(1) ⑤の規定に適合しないものとする。

- ① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの
- ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置

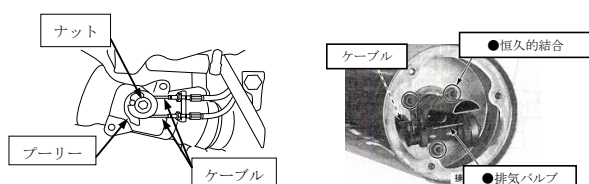
【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】

●は恒久的結合が必要な部位を表す。

【例 1】



【例 2】



7-56 の 4-2-2 書面等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

（改造等による変更のない使用過程車）

8-56 の 4 大型特殊自動車の騒音防止装置

8-56 の 4-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車（大型特殊自動車に限る。）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56 の 4-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係）

8-56 の 4-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 196 条第 2 項関係）

- ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係) ① 自動車(大型特殊自動車に限る。)は、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。 この場合において、9-5の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。 7-56の4-3 欠番	8-56の4-3 欠番 8-56の4-4 欠番
7-56の4-4 適用関係の整理 (1) 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、7-56の4-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第23項及び第24項関係) 7-56の4-5 従前規定の適用① 平成22年3月31日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第24項関係) 7-56の4-5-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56の4-5-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56の4-5-2 性能要件 7-56の4-5-2-1 視認等による審査 (1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。 ② 消音器本体が切断されていないこと。 ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。 ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。 7-56の4-5-2-2 書面等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。 この場合において、9-5の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。	